

アシカワプリント・ブックバインディング

旭川印刷製本工業協同組合広報誌
Asahikawa Printing and Bookbinding Industry Association

2023.1
Vol.286
新春特別号

特集

事業主懇談会

インボイス制度の仕組み



▶諸材料の値上げ続く

▶第33回 北海道情報・印刷文化典旭川大会

発行／旭川印刷製本工業協同組合

〒078-8217 北海道旭川市 7 条通 23 丁目左 1 号 TEL.0166-31-5581 FAX.0166-31-6227 E-mail:office@apbia.org <http://apbia.org>

旭川印刷

検索

新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

旭川印刷製本工業協同組合

理事長 植平有治

明けない夜はない

昨年は2年振りに新年交礼会を開催しようと準備を進めて参りましたが、残念ながら行動制限がかかり延期の運びとなり最終的に中止とさせていただきました。

今年こそは本当に3年振りの開催となりました。やはり物事には何か節目となる行事がないとシックリしない気がします。

昨年はコロナ感染に気を配りながらの1年間でありコロナと材料費の値上げを始めとする諸物価の高騰との「戦」に明けくれた次第であります。

ここで昨年を振り返ると

| | |
|-----|--|
| 5月 | 22日：セールス部会による「旭川動物園くらぶゴミ拾いボランティア活動」に30名参加 |
| 6月 | 25日：通常総会開催 花月会館にて |
| 7月 | 4日：親睦ゴルフ大会 30名参加 |
| 8月 | 1日：旭川市市制100年記念で当組合が表彰状を受く 3日：納涼会開催 24名参加 |
| 9月 | 6日：親睦パークゴルフ大会 24名参加 |
| 10月 | 8月：印刷価格についてご理解を』北海道新聞に掲載 26日：『印刷価格についてご理解を』北海道新聞に掲載 31日：(株)井田印刷工房 廃業 |
| 11月 | 1日：事業主懇談会「インボイス制度」についてのセ ミナー開催 30名参加 |
| 12月 | 2日：北海道最低賃金920円となる |
| 1月 | 30日：廣本印刷㈱ 廃業 |
| 2月 | ルックの小島典昭氏が受彰 |
| 3月 | 10日：上川地方技能推進協議会 優秀技能表彰に(株)ド |

その上、子ども達の紙媒体で読み書きすることが減少している中、デジタル化による弊害が指摘されております。一度、紙媒体の秘められたチカラを見直すべき時が来ていると考えます。

業界も従来型の印刷需要の先細りは否めず、創注にシフトしていくかねば生き残る術はないのが現状であり課題解決に向か全力を傾注していかねばなりません。また今年は、6年振りに8月25日(金)に第33回北海道情報印刷文化典旭川大会を開催します。全道の組合員が一同に会し直面する課題を共有し必要とされる印刷産業として確立を図る絶好の機会であります。

また記念講演には、JAXAの田辺久美子氏(旭川市出身)をお迎えして花を添えてもらうことになつてます。組合員全員で大会を盛り上げて行こうではありませんか。

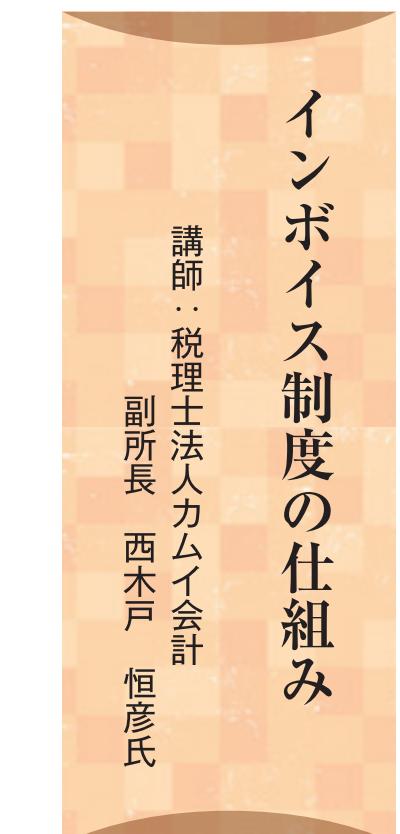
本年が皆様にとって明るく希望に満ちた明るい年となるよう心からお祈り申し上げ新年のご挨拶といったします。

旭川印刷製本工業協同組合 役員名簿

事業主懇談会

インボイス制度の仕組み

講師..税理士法人力カムイ会計
副所長 西木戸 恒彦氏



令和4年11月1日16時半より
旭川印刷製本工業協同組合事業
主懇談会を市民文化会館会議室
で開催されました。前半のセミ

ナーでは約1時間程度インボイ
ス制度の仕組みについて、税理
士法人カムイ会計の西木戸恒彦
氏をお招きし、31名の参加者と
学ぶことが出来ました。今後、
インボイス発行事業者になる場

ある方を含め、登録の要否な
ど、インボイス制度にどのように
対応するか検討が必要となっ
てきます。

インボイスとは課税事業者が
発行する消費税額と登録番号を
記載（）した納品書や領収書のこ
と。→印刷業としてはクライア
ントの伝票変更をアドバイスし
ました。

税理士などにご相談ください。
尚、これにより免税業者との
取引で免税業者に不利にならな
いよう留意してください。

18時からは会場を変え、コロ
ナ感染対策を万全に24名の参加
者と親睦を深めることができます。
した。そこで今回廃業によつ
て当組合を退会される井田社長
の送別会を小規模ですが行うこ
とができました。長きに渡り旭
川印刷製本工業協同組合へ貢献
していただき、ありがとうございました。

令和4年11月1日16時半より
旭川印刷製本工業協同組合事業
主懇談会を市民文化会館会議室
で開催されました。前半のセミ

ナーでは約1時間程度インボイ
ス制度の仕組みについて、税理
士法人カムイ会計の西木戸恒彦
氏をお招きし、31名の参加者と
学ぶことが出来ました。今後、
インボイス発行事業者になる場

合は、原則として2023年3
月31日までに登録申請手続きを
行う必要があります。また、外
注先など消費税の免税事業者で
かい免除条項がありますので、



令和5年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として インボイス制度が開始されます

平成30年4月
国 税 庁
(令和4年7月改訂)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

〔 令和元年10月1日から令和5年9月30までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。
区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（令和元年7月）」をご参照ください。 〕

1 インボイスとは

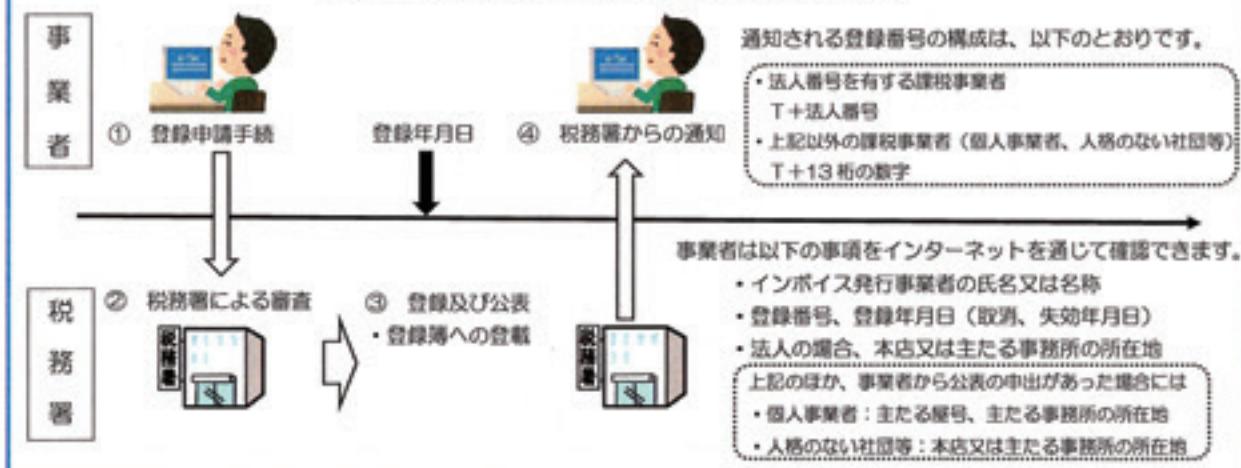
インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

2 インボイス発行事業者登録制度

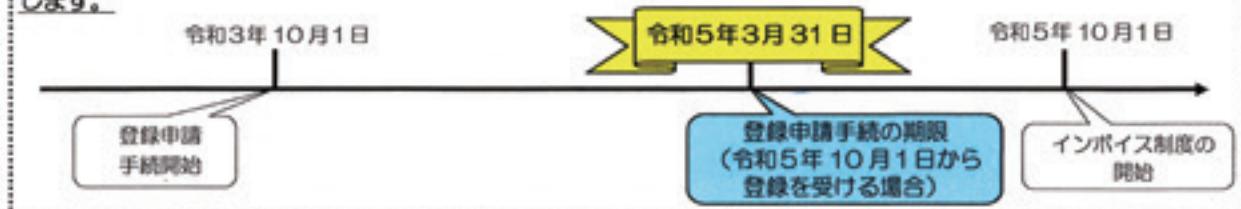
- インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。
 - インボイス発行事業者となるためには、登録申請手続を行い、登録を受ける必要があります。
なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、「6 免税事業者の登録手続」をご覧ください。
- ※ インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

～インボイス発行事業者の申請から登録まで～



《登録申請のスケジュール》

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。登録申請後、審査に一定の時間を要しますので、早めの提出をお願いします。



特集 事業主懇談会

3 インボイス発行事業者の義務等（売手側の留意点）

インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合（下記(2)参照）を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「簡易インボイス」（適格簡易請求書）を交付することができます。

売手は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先（課税事業者）から求められた場合には、インボイスを交付しなければなりません。

書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。



- (注) 1 インボイス発行事業者は、交付したインボイスに誤りがあった場合には、修正したインボイスを交付しなければなりません。
2 インボイスの交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
(1)インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認されるおそれのある書類を交付すること。
(2)インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付すること。

(1) インボイスの記載事項

インボイス発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一インボイス当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) 簡易インボイスの記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。）、上記の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

| 欄〇〇御中 | | ⑥ 請求書 |
|-------|--------|---|
| ② | | XX年11月分 |
| 11/1 | 牛肉 | 5,400円 |
| 11/2 | 小麦粉 | 2,160円 |
| : | | : |
| 11/30 | ビール | 6,600円 |
| ※ | 軽減税率対象 | 合計 87,200円 うち消費税 7,200円 (10%対象 40,000円) (8%対象 40,000円) |
| ④ | | 消費税 4,000円) △△印 登録番号 T1234567890123 |

(2) インボイスの交付義務免除

インボイスを交付することが困難な以下の取引は、インボイスの交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機等により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(3) インボイスの交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができます。

《インボイスの交付方法の特例の具体例：委託販売》

委託者は受託者に対し、インボイス発行事業者である旨の通知をする必要があります。

インボイスの「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを交付できます。



* 委託者及び受託者の双方においてインボイスの写しを保存する必要があります（受託者から委託者に対して交付するインボイスの写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

インボイス制度の下では、インボイスなどの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（下記(3)参照）を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

《帳簿の記載例》

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです（現行と同様）。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 対価の額

| 課税仕入れ（仕入） | | ○ 次は経済対象 | |
|-----------|-------|----------|------------|
| ② 月 日 | ① 品目 | 税区分 | 額万円 |
| 11 30 | △△食料品 | 適用税率 | 8% 85,400 |
| 11 30 | OO機器類 | 適用税率 | 10% 44,000 |

(2) 請求書等の範囲

仕入税額控除のためには、以下の請求書等の保存が必要です。

- ① インボイス又は簡易インボイス
- ② 買手が作成する仕入明細書等（インボイスの記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を行って行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（前記3(2)②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録



(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① インボイスの交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者がインボイス発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ インボイス発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限ります。）を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ
- ⑥ 現行、「3万円未満の課税仕入れ」と「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、インボイス制度開始後は、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

インボイス制度開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

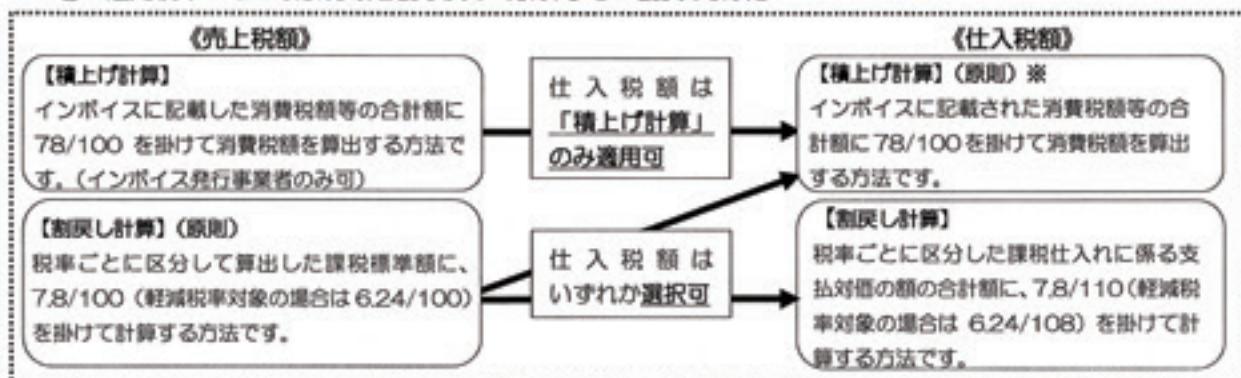
| 期間 | 割合 |
|-------------------------|-------------|
| 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで | 仕入税額相当額の80% |
| 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで | 仕入税額相当額の50% |

特集 事業主懇談会

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

- ① インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」



6 免税事業者の登録手続

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置の適用を受けて登録申請手続を行う場合には、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

(例)個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

| 令和4年12月期 | | 令和5年12月期 | | 令和6年12月期 | |
|----------|-------|-----------------------------|-----------------------|------------------------------------|--|
| | | 登録申請書の提出期限 (令和5年3月31日) ⇒ | 登録日 (令和5年10月1日) | 登録日以降は課税事業者となりますので、消費税の申告が必要になります。 | |
| 免税事業者 | 免税事業者 | | インボイス発行事業者 (課税事業者) | インボイス発行事業者 (課税事業者) | |

(注) 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで

インボイス発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。

上記経過措置の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない(登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合を除きます。)ため、「過格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

《インボイス制度に関するお問合せ先》

○ 課務相談チャットボット(インボイス制度)

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI(人工知能)を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。



○ 軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)

専用ダイヤル 0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。



税務職員ふたば

インボイス制度への対応に関する Q&A について（概要）

公正取引委員会

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1> インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などによる対応を検討しています。

免税事業者への影響

Q2> 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ①売上先が消費者又は免税事業者である場合
- ②売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3> 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります（Q7 参照）。

Q4> 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5> 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようにことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご留意ください。

Q6> 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようにことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。

また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

インボイス制度への対応に関する Q&A について（概要）

独占禁止法等において問題となる行為

- Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となり得ます。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となることがあります。

親睦

ゴルフ大会



令和4年6月4日、旭川ゴルフ俱樂部にて親睦ゴルフ大会が開催されました。8時半スタート！天候にも恵まれ参加者30名の皆様がプレー、感染者を出すことなく無事に終了したことは、とても喜ばしいことでもあります。参加者の皆様は笑顔溢れるラウンドを楽しんでいました。優勝者は、東洋インキ北海道（株）保木政幸さん、おめでとうございます。

親睦パーク

ゴルフ大会



令和4年8月6日、パークランド嵐山にて第22回親睦パークゴルフ大会が開催されました。植平理事長の挨拶から始まり8時スタート。24名のプレイヤーが笑顔でコースに出ていき、大変盛り上がりました！

結果は、新田君子氏が優勝！
おめでとうございます。

ゴミ拾いボランティア

令和4年5月22日「旭山動物園くらぶ」のボランティア活動に、第6回セールス部会として30人の皆様と参加してきました。想像以上のゴミが回収され、道が綺麗になっていくことは、気持ちの良いことです。日々当たり前に使っている道路に恩返しが出来たと感じます。参加された皆様、本当にありがとうございます。

令和4年8月3日、大雪地ビール館において「納涼会」が開催されました。感染予防対策をしっかりと行い24名の方が参加しました。短い時間ではありましたが皆様と親睦を深め、厳しい状況が続きますが協力し合い乗り切つていこう！などの話が出ていました。また植平理事長の息子さんも参加、終盤に一言挨拶をいただきました。今後の組合活動にも協力いただけると、ワクワク感が増してきますね。

納涼会



産業功労

表彰



令和4年8月1日に開催されました、旭川市市制施行100周年記念式典に植平理事長が参加、当組合が市勢の進展にご尽力、本市の繁栄に貢献したとして表彰されました。

上川地方

技能推進

協議会表彰



令和4年度上川地方技能推進協議会の優秀技能者表彰式が令和4年11月10日アートホテルにて行われ、株式会社ドルックの小島典昭氏（製本）が表彰を受けました。おめでとうございます！

賛助会員制度について

当協同組合の活動に賛同し協力して頂ける方を賛助会員として登録しています。

当協同組合活動に共に参加して頂けるようご案内します。

賛助会員一覧 ▼順不同▼

- 大丸株式会社 道北支店
- 株式会社大西紙店
- 株式会社三輪商会
- エイチケイエム紙商事株式会社
旭川支店
- 共同印刷機材株式会社
- 株式会社光文堂 北海道営業所
- ハート株式会社 札幌支店
- 株式会社キングコーポレーション
札幌営業所
- 株式会社須田製版 旭川支社
- 株式会社クボタ贈商

賛助会員募集

詳細または入会を希望される企業様がいらっしゃる場合は、本組合事務所までご連絡をお願いいたします。

旭川印刷製本工業協同組合
<所在地>
旭川市7条通23丁目左9号
<電話>
0166-31-5581

諸材料の値上げ続く



旭川印刷製本工業協同組合が北海道新聞に広告を

用紙や諸材料が値上がりを続ける中、各組合員がスムーズに値上げ交渉が行えるよう、令和4年8月28日に2回目の北海道新聞へ値上げに関する広告を掲載しました。

また令和4年9月11日にも帯広告として掲載をしております。

9月11日
掲載

8月28日
揭載

再度 印刷価格についてご理解を

昨年末から原油高の影響を受け、刷版・印刷用紙が値上げされ印刷価格の見直しをさせていただきましたが、その後もコロナ感染によるロックダウン、ウクライナ侵攻、円安など複数の要素が絡まり印刷材料は再度の値上げに入ってきています。中には3割を超えるものもあり、皆様に再度値上げをお願いせざるを得なくなってきております。どうぞ諸事情をご察験いただきますようお願い申上げます。

旭川印刷製本工業協同組合

| | |
|----------|-------------------------------|
| 事務所 | 〒917-6217 福井県あわら市通路23丁目1号 |
| phones | 0766-31-5581 Fax:0766-31-5227 |
| 問い合わせ | アシスタント 鈴木チヨ子 |
| 印刷用紙 | 青木印刷所 |
| 瓦版アート | 鶴山社 |
| カーボン複合機 | 美すな白製作 |
| 瓦版印刷 | 鶴屋企画 |
| 瓦版用シール印刷 | 鶴屋北風 |
| 包装用印刷 | 大和印刷所 |
| 瓦版ビジネス | 美濃印刷会館 |
| 瓦版印刷 | 谷川印刷所 |
| 瓦版印刷工具 | 東庄印刷所 |
| 印刷機 | 奥田印刷所 |
| 印刷用紙 | 東洋オフィネット |
| | EDINET (東証取引) |

<2022年総上り状況>
昨日は豪雨された結果、インキや両端の橋上げは原風から実施され、他の材料にも直面し、更に2度目の橋上げ発表が続いている
1月20日 北緯、紀州色上揚橋を2月5日出荷分より18%
1月20日 MBS、熊取川2月1日出荷分より15%
2月25日 東洋インキ、4月3日出荷分より熊取インキをキロ50円以上、UVインキをキロ120円以上(2度目)
製鋼・羽田、カーボン、4月より10%以上
4月15日 DIC、6月1日出荷分より東洋インキをキロ40円以上、UVインキをキロ100円以上(2度目)
5月25日 王子製紙、柳原紙業を7月1日出荷分より15%以上
FFGS、PSTとCTPは6月1日 当前より20%
5月30日 ダイヤミック、PSとCTPは6月1日出荷分より20%、SDPを7月1日3月分より10%以上(2度目)
西脇メーカー各社、7月21日受注分より15%超額
6月9日 日本製紙、柳原全般を8月1日より15%以上(2度目)
6月17日 北緯、紀州色上揚橋を8月1日より15% (2度目)
7月6日 東洋インキ、特色インキを7月21日出荷分より12%以上

再度印刷料金の値上げにご理解を、お願いいたします。

既存社員に対する研修材料や研修資料・研修費が大幅に削減されています。併せて新しい形の教育と育成を行なっています。

相川印刷製本工場協賛企画

日印産連が日経全国版に広告を

日印産連（日本印刷産業連合会：印刷工業会＜大凸や須田製版＞、全印工連（全国の県別印刷工業組合、北海道に旭川印刷製本工業組合も加盟）、ジャグラ、フォーム、シール、製本などの全国連合会が加盟）で、価格転嫁について意見広告を800万円かけて、令和4年9月14日の日経全国版に掲載しました。広告内容については、下記をご確認ください。





異動のお知らせ

- 廃業 廣本印刷株式会社
2022年 9月30日付
- 廃業 株式会社井田印刷工房
2022年10月31日付

KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

印刷現場の生産性向上と 働き方改革を支援

自動品質最適化ユニット



Intelligent Quality Optimiser

インテリジェントクオリティオプティマイザー IQ-501

※IQ-501はAccurioPressに装着可能なオプションです。(一部機種は標準装備)

コニカミノルタ ジャパン株式会社
プロフェッショナルプリント事業部
〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1 TEL.03-6311-9061

IQ-501の
商品紹介は
こちら



FUJIFILM
Value from Innovation

富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社

支社長 畑 貴 史

《北日本支社北海道支店》

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目1番地 富士フイルムビル
TEL.011-241-9325-FAX.011-241-9326
ホームページ <http://ffgs.fujifilm.co.jp>

FUJIFILM
Value from Innovation

Revoria™

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

北海道支社 支社長 沢辺和浩

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目1番地 富士フイルム札幌ビル
TEL 011-271-4533



- 毎週火曜日発行
- 1ヶ月購読料／1,260円(税込)
- 1部／350円(税込)

購読・写真の問い合わせは ☎ 0166-27-1577

070-0038 旭川市8条通6丁目

北のまち新聞社

可能性を
カタチにする。

最大7色のスペシャルカラー
による多彩な表現力。

RICOH Pro C7210s/C7200s

リコーヤパン株式会社

札幌市北区北7条西2-8-1 札幌北ビル TEL:011-700-5505 FAX:011-700-5532

RICOH
imagine. change.



SCREEN

謹賀新年

オンライン校正で
働き方を変える！

Web ポータルシステム
EQUIOS Online

株式会社 SCREEN GP ジャパン 北海道営業所／011(726)0707
〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西七丁目1-30 RICH7・7BLDG内

Pm 印刷機材の総合商社
共同印刷機材株式会社

旭川出張所／旭川市8条通20丁目左9号

電話 (0166)35-8668番・FAX 35-8678

本 社／札幌市中央区北1条西18丁目

電話 (011)611-7221

出 張 所／函館

 印刷機材の総合商社
株式会社光文堂

■北海道営業所／札幌市中央区南5条西14丁目4番20号
ひふみビル1F
☎ (011) 551-8506

世界初、ビジネスを拡げる
刷版も製版フィルムも出力可能なCTP


Thermal Discoster **TDP-750/TDP-580**

環境にやさしい | 人にやさしい | 経営にもやさしい
完全プロセスで、複数物なし | イージーメンテナンスで手間いらず | 製作品がなく、コストカウンが可能

三重製紙株式会社代理店
ダイヤミック株式会社 <http://diamic.jp>
札幌支店 北海道札幌市中央区南3条西10丁目1001-5 福山南三条ビル ☎ 011-281-1991

 株式会社
大西紙店

旭川市流通団地1条3丁目26番地の4
電話 代表 0166-48-6211
FAX 0166-48-9405


PAPER TRADING COMPANY

エイチケイエム紙商事株式会社
www.hk-m.co.jp

旭川支店／旭川市永山北1条7丁目33番地1
TEL 0166-48-5221 FAX 0166-47-4230

~創造と提案、そして前進、


道北支店 旭川市台場1条1丁目1番8号
電話(代)(0166)76-4415
FAX (0166)47-0799
札幌・函館・室蘭・北見・帯広・釧路・東京・青森・仙台

オフィスのお困り事解決します

 株式会社 **三輪商会** 
◆ 代表取締役 犬伏和夫
◆ 〒079-8442
旭川市流通団地2条4丁目
◆ TEL/0166-47-1231
◆ FAX/0166-47-4001


ともに、世界へ彩りを。
リヨービMHIグラフィックテクノロジー株式会社
東日本支社 札幌支店 〒062-0937 北海道札幌市豊平区平岸七条14-3-48
TEL 011-831-2501 <https://www.ryobi-group.co.jp/graphic/>

株式会社 長勢紙業
代表取締役 長勢憲孝
旭川市豊岡7条5丁目2番7号
電話 0166-32-4298番

協賛商社の皆様に厚くお礼申し上げます。《フレッシュ No.286》

旭川印刷製本工業協同組合
2023年1月25日発行

組版／(株)ネクストソリューションズ
印刷／(株)プリコム旭川

リンゴは何色？

イメージを疑え～「既成概念」という「過去」からの脱却



第33回 北海道情報・印刷文化典 旭川大会

2023 HOKKAIDO PRINTERS FORUM in ASAHIKAWA

2023.8.25(金) ▶記念講演 JAXA広報部 企画・普及課長 田辺 久美子氏 旭川トーヨーホテル

▶記念式典 旭川トーヨーホテル

▶記念パーティ 旭川トーヨーホテル（旭川市7条7丁目）

26(土) ▶記念ゴルフ大会 旭川国際カントリークラブ

記念講演 「JAXAの宇宙航空活動と業務」

宇宙航空研究開発機構(JAXA) 広報部 企画・普及課長 田辺 久美子氏(旭川市出身)

【経歴】附属旭川中学、旭川東高、津田塾大学卒業後宇宙開発事業団(現JAXA)入社
入社後は副理事長秘書、NASA広報リエゾン、人事部人事課など



北海道印刷工業組合

組合員名簿

(五十音順)

| | | |
|------------------|----------------------------|------------------|
| 株式会社あいわプリント | 070-0033 旭川市3条通4丁目右1号 | TEL.0166-26-2388 |
| あさひ印刷有限会社 | 078-8218 旭川市8条通22丁目右10号 | TEL.0166-33-3611 |
| 株式会社旭川アートプロセス | 078-8274 旭川市工業団地4条2丁目1-15 | TEL.0166-36-5200 |
| 旭川カーボン印刷株式会社 | 070-0057 旭川市7条西2丁目 | TEL.0166-22-0606 |
| 有限会社旭川坂野 | 070-0024 旭川市東4条6丁目5番7号 | TEL.0166-22-6660 |
| 株式会社旭川田中シール印刷 | 078-8273 旭川市工業団地3条1丁目2番1号 | TEL.0166-36-4300 |
| 旭川特殊印刷 | 078-8217 旭川市7条通23丁目左1号 | TEL.0166-34-9323 |
| 株式会社旭川ビジネス | 071-8131 旭川市末広1条15丁目4番14号 | TEL.0166-58-7200 |
| 旭川福祉園 | 070-0901 旭川市花咲町1丁目2232番地 | TEL.0166-53-5781 |
| 植平印刷株式会社 | 070-0039 旭川市9条通7丁目左2号 | TEL.0166-26-0161 |
| 有限会社岡本印刷 | 070-0056 旭川市6条西5丁目2-21 | TEL.0166-22-0752 |
| 株式会社金子シール | 070-8013 旭川市神居3条9丁目333番地の3 | TEL.0166-62-0777 |
| 齐木印刷株式会社 | 095-0013 士別市東3条5丁目14番地 | TEL.0165-23-2441 |
| 株式会社山紀 | 070-8046 旭川市忠和6条8丁目1-4 | TEL.0166-61-4648 |
| 有限会社すなだ製本 | 078-8344 旭川市東光4条1丁目4-2 | TEL.0166-31-8309 |
| 株式会社総企画 | 078-8345 旭川市東光5条2丁目4番6号 | TEL.0166-33-8882 |
| 株式会社總北海 | 078-8272 旭川市工業団地2条1丁目 | TEL.0166-36-5556 |
| 大和印刷株式会社 | 070-8233 旭川市豊岡3条2丁目1-25 | TEL.0166-32-3224 |
| 有限会社岳総合製本所 | 079-8420 旭川市永山10条2丁目1-2 | TEL.0166-26-0918 |
| 谷川印刷株式会社 | 070-0831 旭川市旭町1条4丁目 | TEL.0166-51-0653 |
| 東信印刷株式会社 | 078-8231 旭川市豊岡1条3丁目2-26 | TEL.0166-31-0810 |
| 有限会社東洋印刷 | 078-8218 旭川市8条通22丁目右10号 | TEL.0166-38-8100 |
| 東洋オフセット株式会社 | 078-8342 旭川市東光2条5丁目4-23 | TEL.0166-73-3480 |
| 有限会社常盤製本 | 070-8071 旭川市台場1条3丁目1-1 | TEL.0166-63-5136 |
| 株式会社ドルック | 078-8272 旭川市工業団地2条1丁目2番6号 | TEL.0166-36-1116 |
| 中村印刷株式会社 | 078-8220 旭川市10条通23丁目 | TEL.0166-33-1351 |
| 株式会社ネクストソリューションズ | 070-0035 旭川市5条通16丁目左9号 | TEL.0166-23-4404 |
| 藤田印刷株式会社 | 070-0033 旭川市3条通10丁目右9号 | TEL.0166-26-2188 |
| 株式会社プリコム旭川 | 079-8421 旭川市永山11条1丁目1-30 | TEL.0166-21-8733 |
| 有限会社プリントファクトリー | 070-8014 旭川市神居2条8丁目2-13 | TEL.0166-85-6380 |
| 株式会社ホッコー | 078-8212 旭川市2条通19丁目右4号 | TEL.0166-32-3351 |
| マルヨシ印刷株式会社 | 078-8232 旭川市豊岡2条3丁目 | TEL.0166-31-9732 |